

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

規則の文言、様式の整理を行うため。

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則（平成26年立川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(入退級の申込み) <p>第7条 入退級を希望する児童（以下「児童」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、ことばの教室・きこえことばの教室通級申込書（第1号様式）又はことばの教室・きこえことばの教室退級届（第2号様式）（以下これらを「通級申込書等」という。）を在籍校の校長及び通級指導学級設置校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 在籍校の校長は、保護者から通級申込書等の提出があつたときは、<u>通級指導学級設置校</u>の校長に提出するものとする。</p> <p>3 通級指導学級設置校の校長は、前項の規定により提出のあつた通級申込書等に基づき、通級指導学級において当該児童及び保護者との面談、当該児童の行動観察等を行い、入級所見又は退級所見を作成するものとする。</p> <p>4 ……略……</p>	(入退級の申込み) <p>第7条 入退級を希望する児童（以下「児童」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、ことばの教室・きこえことばの教室通級申込書（第1号様式）又はことばの教室・きこえことばの教室退級申込書（第2号様式）（以下これらを「通級申込書等」という。）を在籍校の校長及び通級指導学級設置校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 在籍校の校長は、保護者から通級申込書等の提出があつたときは、<u>通級学級指導設置校</u>の校長に提出するものとする。</p> <p>3 通級学級設置校の校長は、前項の規定により提出のあつた通級申込書等に基づき、通級指導学級において当該児童及び保護者との面談、当該児童の行動観察等を行い、入級所見又は退級所見を作成するものとする。</p> <p>4 ……略……</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

立川市教育委員会 殿

**ことばの教室・きこえとことばの教室
通級申込書**

ふりがな 児童氏名			年　月　日 生	
住　所	〒		電話番号	
在籍校	立川市立	小学校　年　組	担任	
<p>お子さんのきこえや ことば等で気になる ことを記入してください。</p>				
<p>お子さんが通級指導 学級で学んでもらい たいこと、伸ばしても らいたいことを具体 的に記入してください。</p>				

上記のとおり、立川市立

小学校 難聴・言語障害通級指導学級への通級を申し込みます。

年　月　日

保護者氏名

印

*自署の場合は、押印を省略することができます。

(児童との関係)

立川市教育委員会 殿

**ことばの教室・きこえことばの教室
退級届**

ふりがな 児童氏名			年　月　日 生	
住　所	〒		電話番号	
在籍校	立川市立	小学校　年　組	担任	
退級後に望む配慮等がありましたら記入してください。				
お子さんが通級指導学級で学んだこと、伸びたことがありましたら具体的に記入してください。				

上記のとおり、立川市立

小学校 難聴・言語障害通級指導学級の退級を届け出ます。

年　月　日

保護者氏名

印

*自署の場合は、押印を省略することができます。

(児童との関係)